

役員の報酬並びに費用に関する規定

(目的及び意義)

第 1 条 この規程は公益社団法人トンボと自然を考える会（以下「本会」という。）定款第 25 条の規定に基づき、役員の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは理事のうち、本会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬の種類)

第 3 条 役員等の報酬は、常勤役員にあつては本給及び特別手当とする。

(報酬等の支給)

第 4 条 本会は常勤役員以外無報酬とする。

(報酬の支払い方法)

第 5 条 役員等の報酬は、その金額を通貨で、直接役員等に支払うものとする。ただし、法令に基づき役員等の報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員等に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

(報酬の支給日)

第 6 条 役員等の報酬（特別手当を除く。）は、その月の月額を毎月 21 日に支給する。ただし、支給日が休日に当たるときには、前日に支給するものとする。

(定例報酬の額の決定)

第 7 条 本会の常勤役員の定例報酬月額（別表）常勤役員俸給表のとおりとし、報酬の月額は俸給表のうちから、その職務、資格等を勘案して、理事長が理事会の承認を得て、決めるものとする。

(費用)

第 8 条 本会は、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については支払うものとする。

(公表)

第 9 条 本会は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する

法律第 20 条第 1 項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第 10 条 この規程の改正は、理事会の議決により行うものとする。

(補則)

第 11 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、公益法人の設立の登記の日から施行する。(平成 24 年 2 月 10 日理事会議決)